

商 品 名 (愛 称)	年金変更専用定期預金「和(なごみ)」 [単利型] (26)
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 年金受取口座を他行から当金庫に変更され、新規の資金を預入をされたご本人で以下の条件を満たす方。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 当金庫に年金受取口座変更手続きの完了が確認できた方。 (2) 年金受取口座変更手続きが確認できた日から3ヶ月以内。 (3) 過去に年金変更専用定期預金のご利用のない方。
取扱の期間	取扱期間をもって販売していますので窓口等でご確認ください。
お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式…1年 自動継続 (元金継続または元利金継続)
お預入れ方法 (1) お預入れ方法 (2) お預入れ商品 (3) お預入れ金額 (4) お預入れ単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 自由金利型定期預金<M型>スーパー定期・<M型>スーパー定期300 スーパー定期で、一口あたり10万円以上500万円以内。 10万円以上1円単位 <p>※お一人様あたりの預入れ金額に上限はございません。</p>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括してお支払いします。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利で、年1.000%を約定利率として満期日まで適用します。 自動継続後の利率は、満期日におけるスーパー定期(1年もの)の店頭表示金利を適用します。 満期日以後に一括してお支払いします。 付利単位を1円とし、1年を365日とする日割で計算します。
税 金	<ul style="list-style-type: none"> 利息に20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 (ただし、マル優をご利用の場合は除きます) ※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> 不要です。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> マル優のお取扱いができます。
中途解約時の 取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、別表(「定期預金中途解約利率一覧」表)の預入期間に応じた中途解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した中途解約利息をお支払いします。
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 苦情処理措置…本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総合企画部(9時~17時、電話:083-922-2700)までお申し出ください。 紛争解決措置…東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記総合企画部または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な地域(例えば山口県等)の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総合企画部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。
その他参考 となる事項	<ul style="list-style-type: none"> この定期預金は、他の金利上乘せ定期預金商品との併用はいたしておりません。 総合口座でのお取扱いはできません。 ATMでのお取扱いはできません。 この預金は預金保険制度の対象商品です。当金庫お預入預金について、お一人様あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。

萩山口信用金庫